

全日本ろう者空手道連盟 規約

1. 総 則

1. 本連盟は、全日本ろう者空手道連盟（正式英文表記 Japan Deaf Karatedo Federation 省略英文表記「JDKF.」）と称する。
2. 本連盟の事務局は、本連盟の会議において選出する。

2. 目的及び事業活動

1. 本連盟は、聴覚障害者の人権を尊重し文化水準の向上を図り、空手道の健全な発達とその普及に寄与することを目的とする。
2. 本連盟は前条の目的達成のため、次の活動を行う。
 - (1) ろう者における空手道の普及奨励
 - (2) ろう者の選手発掘と育成および国際大会への代表選手強化事業
 - (3) ろう者の空手道指導者養成
 - (4) ろう者における空手道に関する調査および研究
 - (5) 大会および講習会等の開催
 - (6) 空手道専門手話通訳者養成
 - (7) その他目的を達成するため必要な事業

3. 会 員

本連盟の会員は、第2条の事業に賛同する者で、次の各号に挙げる者を持って構成する。

1. 正会員：
聴覚障害者(身体障害者手帳の交付を受けている者)で伝統派空手道をやっている者であり、かつ道場または空手部に所属する現役選手または指導を務めている者。
総会等における議決権を有する。
2. 準正会員：
聴者で伝統派空手道をやっている者であり、かつ道場または空手部に所属する現役選手または指導を務めている者。
総会等における議決権を有する。
3. ジュニア会員：
小学1年以上中学3年以下で伝統派空手道をやっている者であり、かつ道場または空手部に所属する現役選手。
総会等における議決権を有しない。
4. 未就学会員：
未就学で伝統派空手道をやっている者であり、かつ道場または空手部に所属する現役選手。
総会等における議決権を有しない。
5. 賛助会員：
第2条の事業を賛助し、伝統派空手道を理解している者。(流派、聴者・ろう者問わず。)ジュニア会員・未就学会員を持つ同一世帯の家族(両親、兄弟等)。
JDKF.の事業や主催大会・イベント等のスタッフとして運営を手伝える者。総会等における議決権を有しないが、オブザーバーとして総会に参加することができる。

4. 役員

1. 本連盟に、次の役員を置く。
 - 会 長 1名
 - 副会長 1名
 - 事務局 若干名
 - 会 計 若干名
 - 監 事 1名
 - 強 化 若干名
 - 企 画 若干名
2. 本連盟の役員の任務は、次の通りとする。
 - (1) 会長は、本連盟を代表して、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 監事は、本回の財産の状況及び事務局の業務執行の状況を監査する。
3. 役員の選任は次の通りとする。
 - (1) 役員及び監事は、以下の全ての要件を満たす者の中から、定期総会の決議によって選任する。ただし必要があるときは、当該要件（b）に該当しない者から選任することを妨げない。
 - (a) ろう者空手道に関わりのある者であること。
 - (b) 日本手話の出来る者であること。
 - (2) 役員のうち、聴者である役員の合計数は、役員総数の半数を超えてはならない。
 - (3) それぞれの役職は、役員会の決議によって役員の中から選定する。
4. 役員の任期は、2年とする。但し、再選は妨げない。役員の任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。
5. 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
6. 本連盟の役員に、役員として相応しくない行為があった場合、総会の決議により解任することが出来る。
7. 本連盟に顧問を置くことができる。

5. 会議（役員会、総会）

1. 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。
2. 総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。定期総会は、年に1回開催する。但し、臨時総会は、会長が必要と認めた場合、本会員の過半数の要求があった時、随時開催することが出来る。
3. 議長は、総会において本会員の中から選出し、総会の秩序を維持する。
4. 総会は、本会員の過半数の出席がなければこれを開会することが出来ない。但し、開会定足数については、委任状によるものも認める。
5. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 役員の選出
 - (2) 事業の経過報告
 - (3) 事業の計画発表
 - (4) 決算・予算の承認
 - (5) その他
6. 総会の議決は、議長以外の出席全員の過半数を持って決議し、賛否同数の時は、議長が決定する。
7. 役員会は、役員過半数および三役全員の出席がなければこれを開会することができない。但し、開会定多数については、委任による意思表示によるものも認める。

6. 会計

1. 本連盟の経費は、年会費、連盟主催の事業収益金、寄付金、基金その他預貯金等の利子をもってこれにあてる。本連盟は必要に応じ、役員会の決議をもって基金を設けることができる。
2. 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとして、年度終了3ヶ月内に総会に報告するものとする。

7. 役員手当

1. 会務を執行するために必要な交通費や手当を支給する。
2. 旅費規程は別に定める。
3. 役員手当及び期末手当の年間支給総額は役員会で定めることとし、予算に応じて決定し、半期ごとにまとめて精算する。

8. 設立年月日

1. 本連盟の設立年月日は2016年10月1日とする。

9. 規約の変更

1. 本連盟の規約は、総会に於いて出席者の3分の2の同意を得なければ変更することができない。

10. 付則

1. 本規約の施行について必要な事項の細目は、役員会において別に定める。
2. 本規約は、2016年10月1日より施行する。
3. 本規約の一部（第3条（1）（2）（3）（4）（5）、第7条1，2，3）を改正し、2017年10月1日より施行する。
4. 本規約の一部（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条）を改正し、2020年12月1日より施行する。